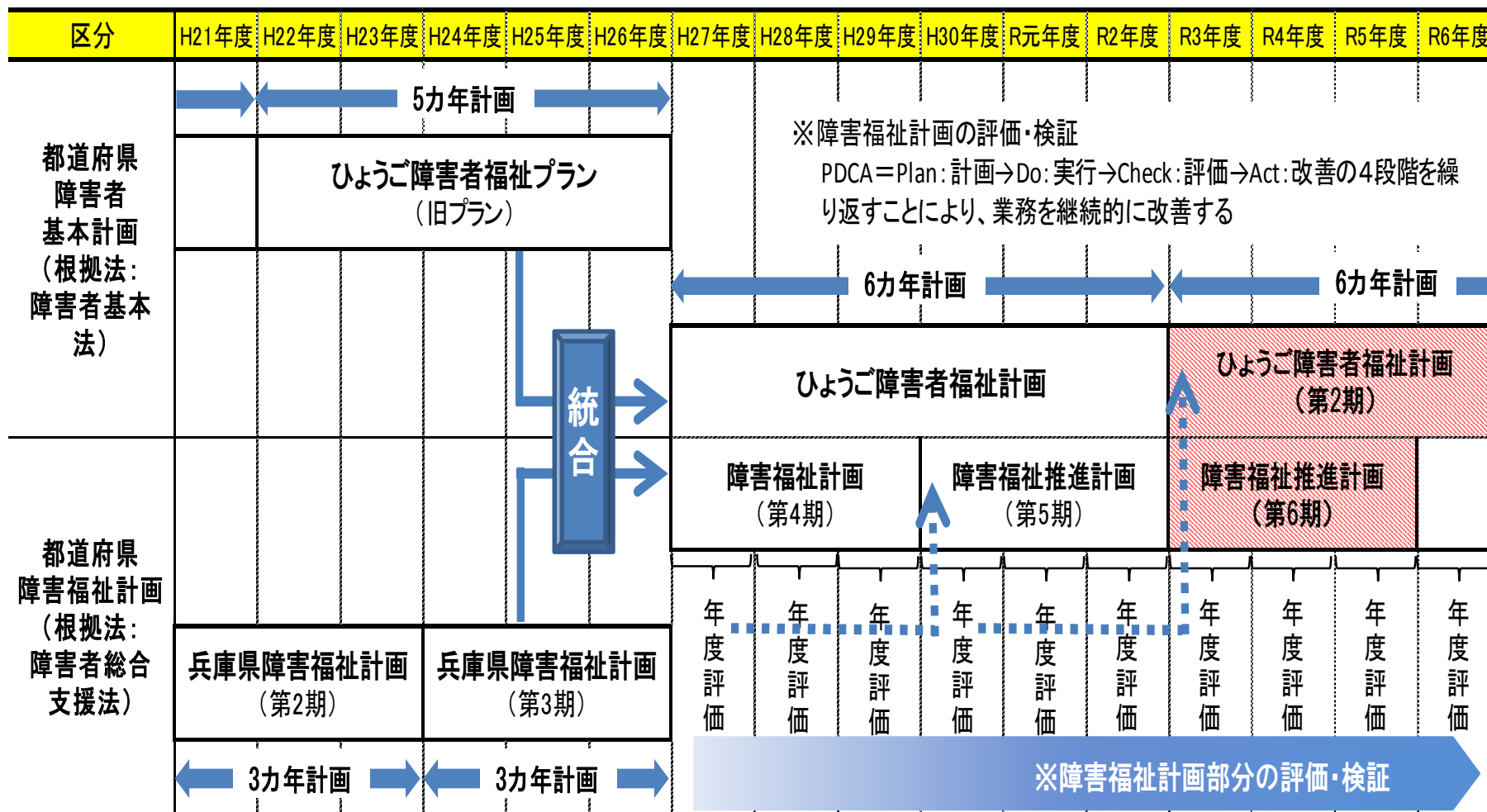


ひょうご障害者福祉計画及び障害福祉推進計画の概要

	ひょうご障害者福祉計画	兵庫県障害福祉推進計画
根拠	<p>障害者基本法第11条第2項</p> <p>都道府県は障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>	<p>障害者総合支援法第89条第1項</p> <p>都道府県は、(略) 各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>
位置付け・内容	<p>法律上定めるべき事項は明記されていないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同法第10条に基づき、施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、かつ、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要がある。 ○施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第11条第1項に基づき国が策定する障害者基本計画を基本とする。 ○障害者基本計画では、教育、文化、年金、職業、雇用、消費者保護、医療、介護、療育、相談、住宅確保、バリアフリー、防災、防犯等について定められている。 	<p>(法定事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ○障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量 ○入所施設の必要入所定員総数 ○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <p>(定めるよう努めるべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策 ○障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス、相談支援従事者の確保又は資質向上のための措置 ○入所施設サービスの質の向上のための措置 等
計画期間	<p>法律上規定なし</p> <p>現行プランは27～32年度（6か年）</p>	<p>同法第87条に基づき厚生労働大臣が定める「基本指針」で3年と規定</p> <p>現行計画は27～32年度</p>

ひょうご障害者福祉計画・障害福祉推進計画の政策評価（PDCAサイクル）

- ① 障害者計画（ひょうご障害者福祉計画）と障害福祉計画（兵庫県障害福祉推進計画）を一体的な総合基本計画として統合し、6年間の中長期的なビジョンを描くプランと、短期的な実施計画を描く計画部分とで構成する。
- ② 兵庫県障害福祉審議会において毎年度の進捗状況の評価を行い、必要に応じて目標等（計画該当部分）を見直すとともに、3カ年終了時点で総合的な評価を行い、令和6～8年度の新たな実施計画を策定する。
- ③ プランを進捗状況に合わせて見直す仕組みとすることで政策評価を行い、PDCAサイクルを機能させる。

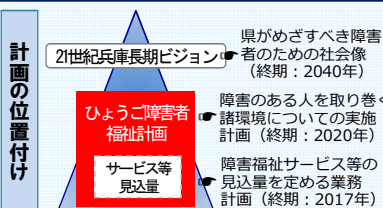


2040 年(平成52年度)の“未来予想図”

障害が1つの個性として浸透し、街中などを行き交う中で、人々がごく自然に接し合う風景

2020 年(平成32年度)の“目標”

障害のある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていけること



自己決定
障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現

共生
障害のある人が、地域の一人として生涯安心して当たり前に暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現

取組の視点

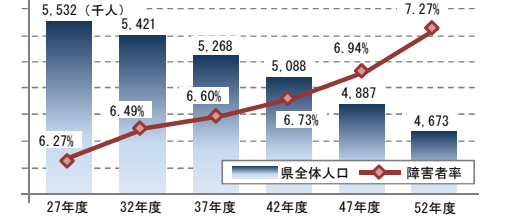
- ① 障害のある人ができる限り自分で決定を行える環境を整え、その結果を尊重する視点
- ② 障害特性等に配慮した“その人のため、本人中心”意識を持ち、「自助・共助・公助」の支え合いを実践する視点
- ③ 障害のある人が、自分らしく生きる権利を尊重される、差別のないユニバーサルな社会をつくりあげる視点

1 計画策定の背景

- 障害者を取り巻く法環境
- 障害者虐待防止法の成立【平成23年6月】
 - ・ 養護者・施設従事者・使用者による虐待の防止
 - 障害者基本法の改正【平成23年7月】
 - ・ 障害者の定義見直し（精神障害に発達障害を含む）
 - 障害者総合支援法の成立【平成24年6月】
 - ・ 障害者の範囲の見直し（難病等を追加）
 - 障害者優先調達推進法の成立【平成24年6月】
 - ・ 公契約における障害者就業促進のための措置
 - 障害者雇用促進法の改正【平成25年6月】
 - ・ 精神障害者の雇用義務化（法定雇用率算定式見直し）
 - 障害者差別解消法の成立【平成25年6月】
 - ・ 差別的取扱・合理的配慮の不提供の禁止
 - 精神保健福祉法の改正【平成25年6月】
 - ・ 地域移行の促進（保護者制度廃止、退院促進体制整備）
 - 障害者権利条約の批准【平成26年1月】
 - ・ 障害者の固有の尊厳の尊重を促進

将来障害者人口の推計

医療技術の発達や障害福祉サービスの充実等により今後は障害者の高齢化もさらに進展
・ 生産年齢人口の減少に伴い、社会の担い手の一員たる労働者としての障害者雇用の促進



※現在の障害発生率が今後も一定であることを前提に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に推計

障害者福祉が直面する9つの課題

- ① 意思決定と意思決定支援の促進
意思決定を見守るほか、表情等の読取に努めていくことが必要
- ② 相談支援・権利擁護の推進
相談支援体制の整備や虐待防止・差別解消等の推進が必要
- ③ 多様化・重度化する障害への対応
高次脳機能障害や難病、重症心身障害児・者支援等が必要
- ④ 障害のある子どもへの支援
子ども・子育て支援施策の後方支援としての専門支援が必要
- ⑤ 高齢化への備え
介護保険との円滑な連携や親戚ききを見据えた支援が必要
- ⑥ 障害のある女性への支援
同性による介助の促進等、女性の視点に立った支援が必要
- ⑦ 就労支援の強化
適性や能力に応じた多様な就業環境の整備等が必要
- ⑧ すまいの選択
多様なすまいの提供や居住環境向上、地域交流の促進等が必要
- ⑨ ユニバーサルデザインの推進
バリアフリーの進展やICT機器を活用した支援の推進等が必要

2 計画推進の体制

・ 第3期兵庫県地域福祉支援計画に定める役割分担に基づき、NPO法人等民間との協働のもと、国や市町とともに効果的に計画を推進

主体	役割の内容
国	○全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定 ○全国的規模・視点で行うべき施策・事業の実施 等
県	○市町などで対応困難又は非効率な広域的、専門的な福祉ニーズへの対応 ○先進的な取組の企画・実施による市町への普及 ○専門的人材の育成 等
市町	○地域の生活課題（ニーズ）の把握及び事業実施による対応 ○公的な福祉サービスの提供体制の整備 ○住民への情報提供・相談支援体制の整備 等
民間	○障害福祉サービス等の提供 ○インフォーマルなサービスの提供・地域での支え合い 等

3 障害福祉サービス等の供給体制

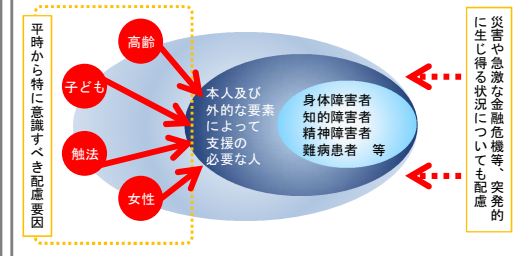
・ サービスの提供体制を県域/圏域/市町域に区分し、居宅介護等の訪問サービス等については原則、市町域で整備

区分	整備するサービス等の内容
市町域	○居宅介護等訪問サービス ○グループホーム ○相談支援 ○障害児相談支援 ○生活介護 ○就労継続支援B型 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援
圏域	○短期入所 ○自立訓練 ○就労継続支援A型 ○就労移行支援 ○児童発達支援センター
県域	○療養介護 ○施設入所支援 ○障害児入所支援

※市町域での整備が困難な場合は圏域内での相互供給体制を構築

4 対象となる障害の範囲

・ 発達障害や難病に加え、外的要素等により支援を要する人も対象に捉えるほか、様々な状況によって障害のある人が直面する複合性についても配慮



5 施策分野ごとの取組体系

・ 障害者福祉が直面する課題を5つの取組分野に整理し、それぞれに「めざすべき理想像」「実現したいこと」を掲げて施策を推進

	めざすべき理想像	実現したいこと	主な取組施策例
生活基盤づくり	障害のある人が、支援者とともに自分に必要なサービスを選択できる環境が整備され、充実した生活基盤の上で毎日を過ごすことができる社会	(1) 障害福祉サービスを担う人「財」力を強化し、障害のある人が地域で適切な相談が受けられる体制の構築 (2) 障害のある子どもを地域で支え、健やかな成長を叶える支援基盤の確保 (3) 地域特性を踏まえた質の高いサービスを受給できる環境の実現 (4) 障害特性に応じた重層的な保健・医療が提供できる基盤の整備 (5) 難治性疾患患者が安心して地域で暮らすことができる支援体制の整備 (6) 罪を犯した障害のある人を早期段階から支え、必要とする福祉的支援のもとで社会復帰ができる生活支援体制の実現	○相談支援体制の構築と質の高い人材の養成 ○障害のある子どもと家族全体を視野に含めた早期支援 ○重症心身障害児・者入所施設の地域偏在解消・運営支援 ○高齢化した障害のある人に対する見守り体制の充実 ○障害福祉サービス事業所等での同性による介助の促進 ○身体合併症への対応を含む精神科救急医療体制の整備 ○難病医療相談や療養生活相談、就職支援の充実 ○障害のある人の留学や海外旅行等に関する情報提供
教育・社会参加	障害のある人が年齢や能力・特性に応じた十分な教育を受け、自分が興味を持つ地域活動に進んで参加することができる社会	(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実 (2) 早期からの幼児児童生徒を支えるライフステージ（入学・卒業・就職等）人生の節目に応じた適切な指導と継続的な相談・支援の充実 (3) 障害のある児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備 (4) 障害のある人の交流活動を促進し、芸術文化やスポーツ、ツーリズム（観光行動）を満喫できる支援体制の構築	○一人一人の多様な教育ニーズに応じた特別支援教育の充実 ○教育支援体制の強化（教職員の専門性向上等） ○教育環境整備の推進（特別支援学校の整備等） ○空き店舗等を活用した障害者芸術作品発表機会の提供 ○障害者スポーツ拠点の全県展開 ○障害者スポーツの場としての特別支援学校等の活用 ○障害のある人の留学や海外旅行等に関する情報提供
しごと支援	障害のある人が、適性や能力に応じた職業や多様な働き方のもとで、意欲を持って生き生きと働くことができる社会	(1) 障害特性や能力に応じた多様な働き方が可能な就業環境の実現と自己選択可能性の確保 (2) 障害のある人が適性に応じて能力を発揮し、意欲を持って働ける一般就労場の拡大 (3) 障害のある人が適性に応じて能力を発揮し、更なるチャレンジ（挑戦）を実践するための福祉的就労における工賃水準の向上 (4) 住み慣れた地域で適切な就職相談や職業訓練を受講できる体制の構築 (5) 一般就労・福祉的就労の密接な連携による就労移行と加齢等による就労から福祉への円滑な移行の実現	○事業協同組合等算定特例や特例子会社の設立支援 ○障害者就業・生活支援センターの運営・機能の強化 ○ジョブコーチ等を活用した職場定着支援の推進 ○障害を理由とする職場での差別的取扱の禁止の徹底 ○授産商品の高度化や新商品・新規業務開拓等の支援 ○県内複数拠点における授産商品共同受注窓口の整備 ○加齢等による一般就労から福祉的就労への回帰の支援
くらし支援	障害のある人が自分で選んだ地域・住居等に住み、必要な支援のもとで快適に暮らすことができる生活環境が整備された社会	(1) 多様なニーズや生活設計に合わせたすまいの整備による、障害のある人の生活環境の向上 (2) 障害のある人が、必要な支援のもとで地域での暮らしを楽しむことができる環境づくり (3) ユニバーサルな社会づくりの視点のもとに、障害の有無を意識することなく暮らすことができるまちづくりの実現 (4) 視覚・聴覚障害のある人等がICT（情報通信機器）等を活用して様々な情報にアクセス（到達）し、必要に応じて支援を受けながら自らの意思を伝達できる環境の整備	○県営住宅を活用したグループホーム開設マッチング支援 ○入所を必要とする人への的確なケアマネジメントの実践 ○体験入所を含む短期入所が可能な施設の拡充 ○鉄道駅等でのエレベーターや転落防止設備等の設置促進 ○公的機関職員等を対象とする手話講座の推進 ○ICTを活用したコミュニケーション支援の促進
安全安心	障害のある人が、基本的な人権を享有する個人として人格や個性、選択の機会が尊重され、安全安心で、差別のない環境を享受できる社会	(1) 全ての人が障害のある人の権利や多様性を尊重し、差別的解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の構築 (2) 防災対策を進め、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりの推進 (3) 地域の防犯ネットワーク（連携）を強化し、障害のある人が安心して毎日を暮らせる防犯体制の構築 (4) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かした被災した障害のある人に対する支援やこころのケアの強化	○地域協議会を活用した差別解消のための意見交換 ○差別事例の蓄積とそれらを活用した啓発活動の実施 ○障害者権利擁護センター等を核とする虐待防止の推進 ○在宅生活の障害のある人に対する声掛けや安否確認推進 ○耐震・耐火構造を備えた福祉施設等を福祉避難所として活用 ○特別支援学校等における消費者教育等の推進 ○ひょうごDPATによる災害時の精神科医療体制の確立

①「ひと」分科会（以下、敬称略） 11/26(火)13:00～15:00農業共済会館

区分	氏名	役職名	専門等
委員	福田 好宏	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会副会長兼常務理事	人材
委員	井上三枝子	公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会理事長	家族
委員	河上 翔吾	公募委員（知的障害者当事者）	当事者
有識者	井澤 信三	兵庫教育大学大学院教授 特別支援教育専攻	教育・発達
有識者	西田 健次郎	兵庫県教育次長	教育
幹事課		ユニバーサル推進課、特別支援教育課	
関係所属		社会福祉課、こども政策課、教育委員会各課	
【対象分野】		学校教育、生涯学習、いじめ問題、幼児教育・保育の提供体制、地域福祉、発達障害、特別支援教育、障害児支援、地域福祉の人材育成	

※当局出席者：中井班長、八木班長

②「参加」分科会 1/22(水) 9:30～11:30 県民会館鶴の間

区分	氏名	役職名	専門等
委員	高井 敏子	加古川就業・生活支援センター所長	就労・支援
委員	田中 裕子	兵庫県経営者協会副会長	就労・雇用
委員	広野 ゆい	NPO法人発達障害をもつ大人の会代表	発達
有識者	増田 和茂	公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会理事	スポーツ
有識者	服部 正	甲南大学文学部人間科学科教授	芸術
幹事課		ユニバーサル推進課、労政福祉課、特別支援教育課	
関係所属		能力開発課	
【対象分野】		就労支援、法定雇用、農福連携、職業訓練、障害者差別解消、障害者虐待防止、成年後見、芸術文化、障害者スポーツ、ユニバーサルツーリズム	

※当局出席者：阪田班長

③「情報」分科会 2/18(火) 14:00～16:00 県民会館亀の間

区分	氏名	役職名	専門等
委員	谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部教授	全般
委員	和田 修	公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会理事長	身体
委員	足立 達哉	公募委員（身体障害者当事者）	当事者
有識者	濱口 直哉	東播磨圏域コーディネーター（相談支援専門員）	相談支援
有識者	大谷 武	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会副会長	視覚
幹事課		ユニバーサル推進課	
関係所属		地域安全課、防災企画課	
【対象分野】		意思疎通支援（手話、要約筆記等）、情報アクセシビリティ、通訳者等の育成、ICTの活用、防災・防犯対策	

※当局出席者：藤本副課長、藤井主幹

④「まち、もの」分科会 11/25(月)15:00～16:30、2/4(火) 9:30～11:30 いずれも県民会館鶴の間

区分	氏名	役職名	専門等
委員	宮田 広善	姫路聖マリア病院重度障害総合支援センター長	医療
委員	玉木 幸則	一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事	相談支援
委員	北岡 祐子	一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会会長	精神
委員	畠中 友希	公募委員（精神障害者当事者）	当事者
委員	野村 恭代	大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授	地域移行
有識者	室崎 千重	奈良女子大学生生活環境学部住環境学科准教授	住・インフラ
委員	他の3分科会の会長についても委員として参加する		
幹事課		ユニバーサル推進課、都市政策課	
関係所属		医務課、疾病対策課	
【対象分野】		住宅・都市インフラのユニバーサル化、バリアフリー、相談支援、障害福祉サービス、地域移行、精神保健、医療（研究開発含む）、難病、疾病、経済的自立、福祉用具	

※当課出席者：中井班長、八木班長、山下班長、結城主幹

次期ひょうご障害者福祉計画・第6期障害福祉推進計画策定スケジュール（詳細）

